

平成19年度決算に基づく 筑西市財政健全化指標等を公表します

地方分権の推進により地方公共団体の自主性が拡大する一方で、その行政活動に対する自己責任が問われるようになりつつあり、説明責任を果たすための様々な取り組みが進められています。

北海道夕張市が地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体となったことを契機とした、財政運営に対する関心の高まり

普通会計を中心とした収支の指標で、現在及び将来の負債等が明らかでない
破綻の状態である再建団体の基準のみであり、破綻の可能性が高い早期是正機能がない
関連する企業会計、公社、第三セクター等への債務負担が明確でない

などを背景とし、新たに「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月法律第94号)が施行され、地方公共団体の財政の健全化に関する比率について、公表を義務づける制度が設けられ、その比率に応じて早期健全化計画(イエローカード)、再生計画(レッドカード)、公営企業の経営健全化を図るための計画を策定する制度が定められました。

この法律の中で、地方公共団体は毎年度、財政指標を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、市民に公表しなければならないこととされています。

筑西市における平成19年度決算に基づく指標については、以下のとおりです。

実質赤字比率	連 結 実質赤字比率	実 質 公 債 費 比 率	将来負担比率	資金不足比率
-	-	17.6%	145.5%	-

実質赤字比率《早期健全化基準 12.13%》

該当なし

一般会計等を対象とした実質赤字額(歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度への繰越財源)の、標準財政規模(人口、面積等から算出されるその団体の標準的な一般財源の規模)に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

平成19年度、当市で対象となる会計は一般会計であり、収支が黒字であるため実質赤字比率の該当はありません。

連結実質赤字比率《早期健全化基準 17.13%》

該当なし

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の解消を図る必要があります。

平成19年度、当市で対象となる会計は

- ・一般会計
- ・国民健康保険特別会計
- ・老人保健特別会計
- ・公共下水道事業特別会計
- ・農業集落排水事業特別会計
- ・駐車場事業特別会計
- ・介護保険特別会計
- ・介護サービス事業特別会計
- ・水道事業会計
- ・病院事業会計

であり、実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字の該当はありません。

実質公債費比率《早期健全化基準 25.0%》

17.6%

公債費による財政負担の程度を示す指標であり、一般会計等の他、特別会計等の公債費への繰出金、PFIや一部事務組合への公債費負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなどの公債費に類似する経費の標準財政規模等に対する3カ年の比率を平均したものであり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

今年度の比率は、昨年度までの算出方法に変更が加えられ、新たな指標として算出したものであり、早期健全化基準を下回っています。

将来負担比率《早期健全化基準 350.0%》

145.5%

一般会計等が将来負担すべき実質的な債務の標準財政規模に対する比率であり、これらの債務が将来的に財政を圧迫する可能性を示すストック指標です。

特別会計、公営企業会計、第三セクター及び一部事務組合の債務残高に加え、退職手当支給予定額の負担額を含みます。

今年度の比率は、145.5%であり、早期健全化基準を下回っています。

資金不足比率《早期健全化基準 20%》

該当なし

資金不足比率は公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定しなければなりません。

平成19年度、当市で対象となる会計は、

- ・ 公共下水道事業特別会計
- ・ 農業集落排水事業特別会計
- ・ 下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業特別会計
- ・ 水道事業会計
- ・ 病院事業会計

であり、資金不足は生じておらず、資金不足比率の該当はありません。